

令和6年度「戦闘支援型多目的U S Vの研究試作」の企画競争募集要領

戦闘支援型多目的U S Vの研究試作の企画競争に参加を希望する者は、下記に基づき応募してください。

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官 石川 武

記

1 装備品等の品名及び仕様書等

品名：戦闘支援型多目的U S Vの研究試作
仕様書番号：4－SE－06011

2 応募に必要な資格

応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
なお、防衛省所管契約事務取扱細則第18条第4項第3号から第7号に該当する者は格付を問わないが、各号のいずれかに選定されていること及び調達物品に係る技術分野を有していることを書面にて申し出ること。
また、競争参加資格を有しない応募希望者は、速やかに資格審査申請を行うこと。
- (3) 防衛装備庁の「入札及び契約心得」（防衛装備庁公示第1号）及び契約条項等を熟知の上、契約を締結することが可能であること。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3 応募する方法

- (1) 応募する者は、別記様式の「企画競争参加希望申請書」（以下「申請書」という。）により応募するものとし、併せて次のア～ウの項目を証明する具体的資料（以下「提出資料」という。）を提出しなければならない。
 - ア 資格審査結果通知書
競争参加資格に係る資格審査決定通知書の写し。
 - イ 情報保全
仕様書第2．4項に定める本試作の実施体制及び第7．6項に定める情報保全に係る履行体制に関する資料
 - ウ 企画書
戦闘支援型多目的U S Vの研究試作に係る企画書

(2) 提出資料

ア、イにおいては、提出期限までに提出先に3部を持参又は郵送すること。
ウにおいては、提出期限までに提出先に10部を持参又は郵送すること。

(3) 提出期限

ア、イ 令和6年12月2日(月)
ウ 令和6年12月17日(火)

(4) 提出時間

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。
ただし、正午から午後1時までの間を除く。

(5) 提出先

東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛装備庁調達事業部需品調達官付試作・基盤強化措置室
調達第1班 03-3268-3111(内線 35464)

4 仕様書の貸出及び企画書作成要領等の交付

3(5)に準ずる。

5 提出資料の審査等

- (1) 資料の提出者は、防衛装備庁の担当者から提出資料について説明を求められた場合にはその都度説明しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2) 資料の提出者は、防衛装備庁の担当者から製造体制等の調査のために工場等(下請負者の工場等を含む。)に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め、調査に協力しなければならない。
- (3) ア、イの提出された資料を審査し、本件に関して、契約の円滑な履行能力及び参加資格の有無を審査する。
- (4) 前項の応募資格を有する者は、企画書の審査を受けることができる。

6 審査結果の通知

- (1) 上記5(3)資料を提出した者に対し、企画競争の応募資格の有無について審査した結果を通知する。
- (2) 企画書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

7 審査結果の疑義に対する処理

- (1) 審査結果に対し疑義がある場合は、支出負担行為担当官に対して、以下により書面をもって説明を求めることができる。
 - ア 提出期限
審査結果の通知を受領した日の翌日から起算して5日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。以下「休日を含まない」という。))。
 - イ 提出場所
3(5)に同じ。
 - ウ その他
書面により提出(郵送による提出を含む。)すること(郵送の場合は当日消印有効)。
- (2) 支出負担行為担当官は、審査結果に対する疑義について説明を求められたときは、前号の最終日の翌日から起算して、5日以内(休日を含まない。)に説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 再苦情の申立て

- (1) 7 (2) の説明に不服のある者は、審査結果に対する疑義に係る書面を受け取った日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に、書面により支出負担行為担当官に対して再苦情の申立てを行うことができる。
- (2) 支出負担行為担当官は、再苦情の申立てをされたときは、前号の最終日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に再苦情の申立てをした者に対して書面により回答する。

9 提出資料の取扱いに関する留意事項

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者は、当該品目の企画競争に参加させることが適当と認められなかった者とするとともに、防衛装備庁の他の競争契約又は随意契約の相手方としない場合がある。
- (2) 提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された提出資料は返却しない。
- (4) 提出された提出資料は、提出者に無断で他の目的に使用しない。
- (5) 原則として提出期限以降における提出資料の差替え及び再提出は認めない。ただし、審査の必要性から当該項目に対する補足資料等を求めることがある。
- (6) 提出資料に、自社製作図面以外の図面を使用する場合は、事前に著作権等の必要な諸手続を済ませておくとともに、出図元を明記すること。

10 応募者の義務等

- (1) 契約予定相手方とする旨の通知を受けた者は「入札及び契約心得」（防衛装備庁公示第1号。平成27年10月1日）を熟知の上、応募条件に著しい変更があった場合を除き商議に参加しなければならない。
- (2) 応募者で契約予定相手方とならなかった者は、仕様書等貸与したもののすべてを返却しなければならない。
- (3) 応募者は、貸出した仕様書の内容で一般に公開されていない情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。

11 その他の注意事項

- (1) 現に指名停止を受けている者の下請負（下請負の届出によるものを除く。）については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- (2) 別表の品目については、公示の時点で調達を予定しているものであり、今後、必ず調達があることを保証するものではない。また、今後、追加又は削除を行うことがある。なお、品名の一部変更及び仕様書が改訂される場合がある。
- (3) 本公示記載事項の詳細及び不明な点については、3 (4) に記載されている時間内に3 (5) に記載されている提出先に照会すること。
- (4) 審査の対象となった企画の提案内容が契約に基づき履行されることを確保するため、提出された企画書は契約書に添付される。

年 月 日

企画競争参加希望申請書

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官 石川 武 殿

所在地
会社名
代表者名
担当者名
連絡先

当社は、防衛装備庁公示第 号（令和 年 月 日）に基づく、下記の調達品等の品目について、受注体制が整っておりますので、同公示の記載内容を承諾の上、指名されることを希望いたします。

記

N o	品 名
1	戦闘支援型多目的U S Vの研究試作